

平成31年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成31年2月15日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | |
|-------------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 承認第1号 | 専決処分につき、承認を求めることについて（平成30年度甲良町一般会計補正予算（第6号）） |
| 第4 | 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |
| 第5 | 議員派遣について |
| 第6 | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について |
| 追加1の1 発議第1号 | 甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 追加1の2 発議第2号 | 個人情報流出問題の調査・検証特別委員会の名称と目的を変更する決議（案） |
| 追加2の1 | 議長の辞職許可について |
| 追加3の1 | 議長の選挙について |
| 追加3の2 | 議席の変更について |
| 追加4の1 | 副議長の辞職許可について |
| 追加5の1 | 副議長の選挙について |
| 追加6の1 | 議会運営委員会委員の辞任について |
| 追加6の2 | 議会運営委員会委員の選任について |

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	木 村 修
9 番	西 川 誠 一	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬	喜久男
総務課長	中 川	雅 博
会計管理者	宮 川	哲 郎
税 務 課 長	福 原	猛
企画監理課長	村 岸	勉
住 民 課 長	小 林	千 春
保健福祉課長	米 田	志保子
産 業 課 長	北 坂	仁

教 育 長	松 田	嘉 一
教 育 次 長	西 村	克 英
学校教育課長	上 橋	純 子
社会教育課長	大 野	けい子
建設水道課長	中 村	康 之
人 権 課 長	中 川	愛 博
総務課参事	橋 本	浩 美

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	陌 間	忍
---------	-----	---

書 記	藤 井	千 恵
-----	-----	-----

(午前 11 時 49 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、平成 31 年第 1 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番 建部議員、11 番 西澤議員を指名します。

日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、平成 31 年第 1 回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。議会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、再度、重責を担わせていただくことになりました甲良町長、野瀬喜久男です。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年は議会におきまして、私の選挙活動に関しまして厳しいご指摘をいただき、議事運営におきましても大変ご迷惑をおかけいたしました。議会でのご指摘を受けて確認しましたところ、何点か改める点がございましたので、昨年末に選挙運動費用収支報告書および資産報告書につきまして、修正報告をいたしました。町長再任に当たりまして、そのことをご報告いたします。

まず、選挙運動費用収支報告書に食料費の記載が漏れているのではないかとのご指摘をいただきましたが、改めて領収証等を精査したところ、記載が漏れている支出がありましたので、訂正をいたしました。合わせてご指摘をいただきました、昨年 12 月 10 日に選挙管理委員会に提出された要請書に添付されていた領収証の野瀬喜久男選挙事務所宛ての領収証であります、私や私の選挙事務所で支払った覚えはありませんし、誰かに立てかえて支払ってもらったよう依頼した覚えもありません。したがって、今回の収支報告書の訂正には含めておりません。

2点目として、資産報告書の訂正です。選挙資金として400万円を借り入れたのではないかとのご指摘をいただいた点は、確かに300万円を借り入れており、資産報告書への記載が漏れていましたので、修正をいたしました。この300万円の中には、選挙活動に使用した部分もあります。選挙活動に使用した金額については、選挙運動費用収支報告書の収入欄に自己資金として記載しており、それ以上の金額を選挙資金として使ったことはありません。また、選挙用ビラ・はがきに実際には推薦を決定していない団体を推薦団体として記載してしまったことにつきましては、私の早合点によって関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことは、改めて深くおわびを申し上げます。

このように、前回の選挙をめぐり、ご指摘をいただいた点については修正をいたしました。私の町長の責務を果たしていくためには、改めて町民の皆さんのご意見をお伺いするとともに、いったん町長の職を辞任し、選挙を実施していただきました。結果、無投票ではありましたが、選挙を経て、町長に選出していただきました。この上は任期満了までその責務を全うしていく覚悟であります。議会の皆様、そして町民の皆様にご迷惑とご負担をおかけしたことにつきましては、申しわけなく思っております。

今回の選挙をめぐり、マスコミでは政争ではないか、町民を置き去りにして町長と議会が対立しているだけではないかと厳しい指摘がありました。このことを真摯に受けとめ、今後の町政運営において、1つ、住民との対話を重ね、住民の声を酌み取りながら、民意を反映してまいります。2つ、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本であり、このことを念頭に施策展開をいたします。3つ、議員も本職とともに、住民から選ばれた代表であり、私といたしましては議会に対して説明責任に努めてまいりたいと考えます。議員の皆様も、日ごろから町民の皆様の声を聞き、どのような政策が必要か、ご検討いただいていることと存じます。アイデアやご意見を町政に反映いただき、ともに、よい甲良町をつくっていきたいと思います。

ここで、職員には伝えていますが、今後の施策の重点を申し上げます。福祉施策の1つ目は、町民の健康づくり運動の推進であります。滋賀県は男女とも健康寿命の先進県であり、人の健康、社会の健康、自然の健康を打ち出されています。甲良町では滋賀県で最も充実した健康診断を実施していると自負をしてきましたが、町民の健康状態はよくありません。日ごろの生活習慣、食事、運動はどのように進めればよいのか、地域の健康推進員さんの協力を得て、町民の健康づくり運動を展開してまいります。

福祉施策の2つ目は、地域福祉活動の推進であります。各集落では、高齢者対象の福祉サロンが実施をされています。ある集落では、地域福祉計画を

策定され、福祉サークルを設立し、地域住民みずからが支え合い、助け合う地域福祉活動を推進されようとしています。心豊かに暮らせる地域づくりを推進するため、地域における地域福祉活動を支援してまいります。

教育施策の１つ目は、家庭支援事業の推進であります。生活習慣や学力に問題のある子どもに対して、園・小・中学校ごとに、また、子育て支援センターにおいて、妊娠期から切れ目のない子育て支援をめざしてきました。断続的であったことを反省して、乳幼児期からの生活習慣の確立に向け、新年度から社会福祉士、保健師、臨床心理士の支援チームを設置して、それぞれの組織が連携した家庭支援の取り組みを開始します。

教育施策の２つ目は、子どもの学力向上事業の推進であります。議会においても、子どもの学力問題が指摘をされています。学力には２種類の学力があるとされています。１つ目は、読み・書き・計算に代表される、学んだ結果の力としての学力、２つ目は知りたい・わかりたい・やってみたいとする、やる気・意欲・調べる力です。新年度に向けて、教育長みずからが就学前の学力の土台、小学校低学年の见えない学力、小学校高学年から中学生の見える学力のピラミッドを提示して、教育現場に議論を投げかけています。新年度は学力向上元年として、その取り組みを開始してまいります。

次は、職員の仕事のスタイルについてであります。各字の困難課題を町職員の担当課題として、地域に出かけ、関係団体と協議を重ね、いかようにすれば課題を克服して実践に移せるか、その道筋を住民の方と連携をして進め、行動する甲良町職員づくりを始めます。そのほかの施策を含めて、それぞれの施策、それぞれの事業が一步ずつ着実に前進する行政施策を展開してまいります。

私自身に不手際があったことにつきまして、率直におわびをいたします。しかし、今、私たちが考えるべきことは、いかにして甲良町の皆さんの幸せにし、住んでよかった、住みたいまちにすることだと思います。議会議員の皆さんと、政策について活発に議論し、協働していきたいと考えます。何とぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出させていただきます案件について、説明をさせていただきます。承認第１号は、去る１月７日に専決処分をさせていただいた平成３０年度甲良町一般会計補正予算（第６号）で、歳入歳出それぞれ７６５万９、０００円を追加をし、補正後の予算を４２億６，４８９万１，０００円といたしたいものであります。補正額につきましては、甲良町長選挙の費用を計上したものであります。何とぞよろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○丸山議長　１１番　西澤議員。

○西澤議員 11番、西澤です。突然の辞職、その後、再選挙というようになった経過について若干質問をしたいと思いますので、お許してください。よろしく願いしたいんですが。

○丸山議長 しますけど、何点とか、長いことは時間がありませんので、絞るだけは絞ってお願いしたいと思います。許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私がそういうふうにして発言しましたが、私以外にも、1点、2点、質問したいという方が出てまいりましたら許可願いたいと思います。

私が質問させていただきますのは、1つ。中日新聞の2月7日付の記事に、最後のくだりに50代の女性の声が紹介されていました。もちろん、議員のふがいなさ、議会の対応のまずさ、これは大変混乱を招いている、私たちの方から混乱をさせたわけではありませんが、その一端の責任をとらなければならないというように思っている1人です。そこで、女性が言われている、町長に対しては、信を得たと勘違いしないでほしいというのがありました。これについてどう考えているのか、これが1つです。

2つ目は、先ほど所信表明の中で、健康状態、それから教育、それからまた、職員の問題点が指摘をされました。町長は長年、町職員の幹部として歴任をされてきています。そういう中におられて、それがなぜ、いまだに課題として挙げねばならない。スタートラインで全県的にも、それから全国と比べても、なかなか進んだところがないという真の原因、つまり町民の中ではその原因について深いところで合意形成がぜひ必要だというように思っていますが、町長が言われた、とりわけ健康問題、先進的な事業をしていると言っても、町長が認めたように、そうっていない現実があります。だからそのところを解明して、その解明したところを改善しなければ前へ進まないように思いますが、そこはいつまでも闇の中、ないしは手探り状態で、これだというのはできない状態です。ないしは思っていると言えないところが町民の中にはあります。そういうのをどういうようにして、表に出して、そして真の原因が解消されるように、そして前へ進むように考えているのか、その2点、お答えをお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 1点目は選挙に絡んで、町民の信を得たというご質問であります。が、いったん、挨拶の後にも触れましたように、町長職を辞して、再出発のための町長選挙をやらせていただきましたので、町民の受け方については、いいまちづくりをやってほしいという願いが込められていると思いますので、私は町政の進展に向かって、最大限の努力をしていきたいというふうに思っています。

2点目の施策の合意形成、職員の合意形成については、かなり甲良町は多くの課題を、行政課題を抱えております。言いましたように、見えるような、一歩ずつ、1つずつが着実に前進する行政施策を展開し、職員も行動で示すということで、町民に信を得ていきたいし、町民のための行政施策をしたいというふうに考えているところです。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 私が2点目で聞いたのは、そうしていきたくて思われているところが進んでいない原因をどう考えているか、そのことをどう分析しているか、そのことを解消しなければ前へ進まないのではないかとというふうに聞いているので、そこに合わせてお答え、見解、お願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 申し上げましたように、課題を1つずつ掘り下げて考え、前へ進めるということに尽きると思います。

○丸山議長 今の件で、ほかにはありませんか。

9番 西川議員。

今くらいに、2点くらいにしておいてください。

○西川議員 9番 西川です。1点質問します。昨年末に収支報告の訂正をされて、1月4日、正月早々に辞職を申し出られたということなんですが、本来、収支報告するということで、12月議会では何らお答えしませんと言っておいて、収支報告を訂正されるということに対して、やはり議会に対して説明があつてしかるべきではなかったのかと。理事会でも開いて、こういう内容だということを答えてからやるなら、またわからんでもないんですが、いきなりこういう予算編成で重要な時期、ときに特会の関係なんかも聞いてますと、豊郷町に任せて、課長さんは言ったようですが、そのようなことも、予算編成にとっては国の予算もらうことに関しては大変重要な時期であつたと思うんですが、1月4日ということをやられた意義はどういうところにあつたのか、お聞かせください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 いろいろ申し上げると長くなりますので、私の政治判断です。

○丸山議長 もうよろしいですか。

それでは、次に行きます。

次に、日程第3 承認第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて。
平成30年度甲良町一般会計補正予算（第6号）。

上記の議案を提出する。

平成31年2月15日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案の裏をお願いします。専決処分書であります。

平成30年度甲良町一般会計補正予算書（第6号）。

地方自治法第79条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年1月7日付であります。

予算書の裏面をお願いいたします。歳入歳出の予算のところですよ。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ765万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,489万1,000円にするものであります。債務負担行為の補正については、第2条で説明をいたします。次に、第1表 歳入歳出予算補正で、歳入の部であります。17款 繰入金、補正額が765万9,000円で、歳入合計が765万9,000円であります。

次のページをお願いします。歳出の部であります。2款 総務費、補正額が765万9,000円で、歳出合計が歳入合計と同額であります。次に、第2表 債務負担行為補正であります。追加であります。滋賀県議会議員一般選挙ポスター掲示取付委託で、期間につきましては平成30年度から31年度までで、限度額を137万6,000円にするものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。あらかじめ私が質問したいことを、この議案にかかわって4点挙げております。予算書を見てみますと、やっぱり基金繰り入れで崩しているわけですから、その点では1つ、無駄な経費になるのではと、余分な支出では、こうマスコミの方からも質問がされています。その疑問に対して、仕事で返すというふうに答えています。その仕事で返すという意味は何でしょうか。これが1つです。

2つ目は、これも記事です。すき間を狙うように、相手陣営の体制が整わないうちになどの辞任、再出馬の手法が批判の対象となっています。この批判、この評価について、私は大変卑怯な作戦だというように思いますが、その批判にどう答えるのか。

3つ目に、1月4日という時期を選んで、西川議員の質問にもダブりますが、今しかない。報道でもこのことが書かれています。これは何の意味か。

予算編成の査定、それから重要な山場ではないのか、この疑問にどう答えますか。

それから4つ目は、ある自治体関係者が私のところへ来て、町長として一番大事な予算をないがしろにして、自己の保身だけに走る町長はそれだけで失格だと言っていました。だから、ぜひ対抗馬を出せと、その方は最後まで動いていただいたんですが、そうはなりませんでした。その批判をされています。この批判にどう答えるでしょうか。

4点、よろしくお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 4点の質問をいただきました。無駄な経費、職を辞して、選挙戦ということになりましたので、結果として、選挙費用が発生をするということになりますから、再出馬を決意しておりましたので、仕事で汗をかいて、町民の負託に応えていくという意味でございます。

2つ目の日程、体制については、12月議会でのただいま私の選挙活動に対するご指摘、批判、それから12月末までの修正等々をやり、年末年始に熟慮をして、自分自身で決断をした結果でございますので、そういう日程決断をしたということでございます。

3点目の1月4日ということですが、予算編成時期等々、西川議員も、この重要な時期ということでありましたが、今後の行政スケジュールを考えたときの私の総合的な判断であったと思います。予算編成等々であります。全協でも申し上げましたように、今月の初めに予算内示の課長会をしました。この間、取り急ぎでありましたが、トップ査定もさせていただいてのスケジュールが遅延しないような、そういう運びをしてまいったということでございます。

以上です。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 この時期を選んだ政治判断、その政治判断というように答えられましたが、その政治判断自体が狂っていた。この時期にというのは、批判の対象で、大変大きいんです。町長の一番大事な仕事、つまり3月議会では予算編成で、上程しなければならない。最終的な査定、そしてそのことが正確に町長の公約なり、それから考えている施策が反映しているかどうか、十分に吟味をする期間になります。ですから、そういう点では12月、それから1月、2月、2月の前半になりますと、ほぼ形ができていると思いますが、1月の4日、仕事始めです。もう職員は浮足立って、その中心となる町長がいまません。職務代理者を置いたにしても、政治的判断をできる町長がいなくてという点で混乱を招くのは当たり前じゃないですか。だから、そのところを批

判されているのはどう答えますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 批判はお受けをせざるを得ません。しかし、時期的な決断、判断については、私自身が決めて、再出馬をしたいということでございます。

○丸山議長 1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 1 番の質問ですけれども、仕事で返す。これは収入を増やすか、支出を減らすということですね。町長の仕事はもちろん、町民の願い、先ほど所信表明にあったように、福祉の向上、これが大きな仕事です。これはもともとやめる、やめないにかかわらず、町長としての仕事なんですよ。余分な仕事、余分な支出ができたことをどう考えますか。仕事で返す。これはおかしい回答であります。ですから私が聞きたいのは、収入を増やすめどを何か考えているのか。それから、支出の減を考えれば、町民に関する施策の減となります。これは町民に迷惑がかかってくる場合が出てきます。その点では、自分の身を削る、つまり報酬を削るつもりであるのか。この2点、お答えください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 仕事で返すという意味は、1 点目の町長選挙をするということとは当然予算がついて回るということになりますので、収入支出以前にそういうルールであるということと、それをふまえると、指摘をされることをふまえると、精進をして仕事で精いっぱい返すということではないというふうに思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 容認できない理由を述べさせていただきます。先ほどの質問に対しても、的確な、納得できる回答ではございません。やむを得ず発生したものだとは到底考えられないわけです。まさに余分な支出をつくってしまったこととなります。すき間を狙うようにして、再出馬した行為は、町政の信頼を回復するという大義に立ったものではありません。もちろん、それに対抗をして、私も含めて、こういう町政が必要だ、こういう人物が必要だということで対抗馬が出せなかった点では大変ふがいがないし、それから町民に対してのおわびのしようがないぐらい悔やんでいます。そういう点では、議員に対する批判はしっかりと受けとめて、今後進めていかねばならない、活動していかなければならないと考えています。

2つ目の予算編成査定、この集中しなければならない時期、確かに答弁の中で、12月にしたと言いますが、大変おざなりにならざるを得ない、つまり12月12日には議会が終わります。12日から町長の予算編成、つまり平成31年に向けての予算編成の本格的な施行、検討が続きますよね。そのときに町長選挙の再出馬をしても、次、当選できるように、そして相手陣営が体制整わないうちに、これ、新聞で批判されているわけ。そのとおりだというのは、町民から非常に受けているわけですよ。もちろん、議員もそれに対抗できなかった点では批判を受けねばなりません。けども、その町長としての大事な仕事の最中、それからそういう施行をして、職員に指示、点検をしたりする、そういう編成の時期に、町長選挙どうするかというので野瀬町長は頭いっぱい。聞きますと、庁外にも応援に回っている情報が届いてまいりましたが、そういう点では予算編成の大事なところをないがしろにしているんじゃないかという疑問は払拭できません。そういう点から出てきた費用の支出、これは容認することはできないことを申し上げておきたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8番 木村議員。

○木村議員 8番 木村です。反対の討論をさせていただきます。12月議会で不信任案が出されたときに、その案に対して私は否決の討論をしたことがあります。それは、町長がいわゆる問題ごとを解決してから、また再度、選挙戦があるならば、それに打って出はったらいんじゃないかというふうに言ったんですが、何の反省というか、説明責任もなく、突如の1月4日の辞任ということになって、今回の流れになっております。ですから、僕はきれいに、リセットしてというふうに言ったと思うんですけど、きれいに問題事を解決して、リセットして出ていただいたかったという意味においては、今回の案には反対ということにさせていただきたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。町長の特権というか権利でもあるわけですけど、選挙ということに対して。ご自分の判断、自分のミスがその要因の大きなところであったわけだと私は推測するんですが、それを町民に判断せよということを言われたこと自身が私はもう不思議でかなわないし、あまりにも自分勝手なことだというふうにも思います。ひとりよがりだというふうにも感じます。その辺のところ、町民に対する不信を与えたことも事実でありますので、私はこれに対して反対します。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立少数です。

よって、承認第1号は否決されました。

次に、日程第4 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員については、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、関係市町の議会の議員ならびに長および副市町長のうちから各関係市町の議会において1人を選挙するとなっています。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名で行うことに決定しました。

指名の方法については、本職において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定しました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に野瀬町長を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました野瀬町長を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、野瀬町長が滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました野瀬町長が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をします。

次に、日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第6 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

既に配布している追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすること決定しました。

追加日程第1 日程第1 発議第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第1号 甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成31年2月15日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤議員。

賛成者 西川議員 建部議員 木村議員 阪東議員 山田裕康議員 山田充議員 田中議員 岡田議員 宮寄議員。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案させていただきます。お手元の表紙の裏をご覧ください。

ださい。

甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（平成7年条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則中に次の2項を加える。

1、平成31年3月1日から平成31年8月31日までの間における議会の議長の報酬月額、第2条第1号の規定にかかわらず、同条同号に掲げる報酬月額から、その報酬月額の100分の15に相当する額を減じた額とする。

2、平成31年3月1日から平成31年8月31日までの間における議会の副議長、委員長および議員の報酬月額は、第2条第2号から第4号の規定にかかわらず、同条各号に掲げる報酬月額から、その報酬月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

付則 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

新旧対照表については、皆さんのお手元にお配りしたとおりです。現行では、付則が書かれていますが、改正の年月日が書いています。それは略します。改正後はこのようになります。

付則1、平成31年3月1日から平成31年8月31日までの間における議会の議長の報酬月額は、第2条第1号の規定にかかわらず、同条同号に掲げる報酬月額から、その報酬月額の100分の15に相当する額を減じた額とする。

2、平成31年3月1日から平成31年8月31日までの間における議会の副議長、委員長および議員の報酬月額は、第2条第2号から第4号の規定にかかわらず、同条各号に掲げる報酬月額から、その報酬月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

このように改正提案させていただきます。

そこで、提案の理由であります。批判を続けてきた町長が突然辞任し、再出馬したにもかかわらず、対抗馬を擁立できなかった議員への批判に答える1つの形であります。私たち議員が問われているのは、確かに不祥事や不正ではありません。政治的ふがいなさ、力不足、判断ミスなどです。しかし、襟を正して議員の原点に戻って、町民の願いに応え、暮らしに寄り添った活動に立ち戻る。これをきっかけにしようという、自己呼びかけでもあると思います。もちろん、報酬を減額したことが議員の信頼回復につながるかどうかは別問題となります。町民の多くが求めているのは、議員も審判を仰げとの声であります。遅くとも来年1月には定例の改選を迎えます。議員がみず

から進んで自主解散の選択肢も特例法で定められています。

この条例が可決されますと、約189万6,820円となります、この金額が節約されることになります。この予算を、例えば学童保育の家庭の支援・補助、あるいは子育て世帯、おむつの補助、また、お年寄りの幸せのための補助などに活用することができます。そしてみずからやめて、余分な支出をつくった野瀬町長の責任は消せるわけではありません。新たなけじめを求められているのは必至であることは言うまでもありません。連名アピールの中に加わっていない議員にもこの改正案は適用されてしまいます。特定の議員を除外することができないことが1つの理由です。もう一つは、現在の町内外のご批判は特定の議員に向けられたものではなく、議会および議員がふがない、しっかりしろという声でありまして、議会、議員全体が襟を正す機会をつくりたいと考えました。いずれにしても、そのおわびの意をあらわす1つとして、本減額条例を可決して、議会の再スタートをすることを呼びかけまして、提案説明とさせていただきます。

次に、私自身の意見であります、私自身の反省で言えば、ある方を支援できる手前まで行きました。その方の決意が崩れて、体制を立て直すことができなかったこと、さらに切りかえの判断が甘かったことなどが率直に弱点として、現時点でふまねばならないと考えています。今回の無投票となった事態には今まで味わったことのない無念がつきまといます。それは、現町長が仕掛けた作戦だとしても、まともな町政、当たり前のようにしてほしいという町民の切なる願いに応えられなかったことを大変申しわけなく思っています。「町長も町長だが、議員も情けない。もう何も期待しない。議員も出直すべき」など、新聞の見出しが並びました。また、直接お叱りの電話も受けました。最後には共産党が出てきてくれると期待していたのに、期待外れだと、中には裏切られた気分だとも、怒っておられた方がおられました。

私たち議員は、この町民の怒り、失望感を受けとめねばならないと思います。真摯に受けとめなければ、次に前に進めない。不正のないまち、当たり前のように笑顔あふれるまちとしてのスローガンはむなしく響いてくるだけだと思います。これは甲良町政が進めてきた、また、議会がそれにかかわってきた中心施策、すなわち同和対策事業・特別事業の優先事業、また、せせらぎ遊園のまちづくりなど、総決算が迫られているのだと私は思いました。言いかえれば、町民の願いに沿い、暮らしに沿った施策の展開があったのかどうか、こういう点の総括が突きつけられている時期ではないかと考えます。

私たちは政争のつもりではなかったと思います。野瀬町長に問われているのが、トップとしての清潔さ、法の遵守、人事の公平公正さ、管理監督の責任など、町長の基本姿勢であります。ここに重大問題があるため、町民とは

かけ離れた政争に映るのかもしれませんが。議員からは、町政とはかくあるべきとのビジョン、提案が弱かったことは反省すべきだと思います。もう一つは、はっきり言えるのは議員の力不足、情けなさ、ふがいなさ。よって野瀬町長の選挙違反や不祥事に関する政治的・道義的責任が免罪されるわけではありません。今回の当選で信任を得たと勘違いしないでほしいと、女性の声がありましたが、紹介されています。私は、町長が信任されたのだと居直り続けて、町民置き去りの町政を進めるのであれば、この問題は曖昧にできないと思います。同時に、議員が建設的な対案を示しながら、政策論議、そしてこの甲良町の問題点をどう解決していくのか、そこに、奥底にある原因の問題などを議論をして、町民的合意を図っていく。そういう役割を進めていくことをこの機会に呼びかけさせていただきまして、提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

5 番 野瀬議員。

○野瀬議員 5 番 野瀬でございます。この賛成者には事前に相談があったようですけども、私には一切、何の相談もなかった。朝、来て、こんな議案が出るということが説明されました。事前に話があってもよかったのかなと思っております。また、11人の議員が統一候補を出せなかったということの理由で、その責任をとるという形で報酬の減額ということですが、この私としてはとばっちりやということで思っております。本来であれば中心となっている議員が議員辞職して立候補すべきだと、私はそのように考えております。そもそも11人の枠の中に入っていない私がこの全体の責任を波及されるということ自身がおかしいと思いますので、この議案には反対させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第1号は可決されました。

追加日程第1 日程第2 発議第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 発議第2号。

平成31年2月15日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 建部議員。

賛成者 西澤議員 西川議員。

個人情報流出問題の調査・検証特別委員会の名称と目的を変更する決議（案）。

上記の議案を、地方自治法第112条第1項、第2項および第3項ならびに会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○**丸山議長** 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

10番 建部議員。

○**建部議員** 個人情報流出問題の調査・検証特別委員会の名称と目的を変更する決議（案）でございます。以下のように、名称と目的を変更するものでございます。

名称は、個人情報流出および選挙資金調査特別委員会。

目的・趣旨であります。野瀬町長は2017年10月の町長選挙において支援者2人から400万円以上の借入れをしておきながら、そのことを隠蔽し、選挙運動収支報告書や資産報告書に記載しなかった。議会が問いただしても、「答えません」と、侮辱した答弁である。また、選挙運動収支報告書には、収支額81万3,612円と報告し、食料費に至っては1,900円との記載で、まさに虚偽報告であった。しかし、野瀬町長は議会本会議で、報告書のとおりで間違いないと答弁をしております。ところが一転、新年1月4日の町長辞職記者会見では「借りた金は300万円で、100万円余は相手が勝手に支払ったもの。覚えがない」、また、「借りた金は落選時の生活費と考えていた。既に全額返済した。収支報告書は昨年12月28日付で指摘された分とは別に修正した」と一部認めたが、さらに虚偽が広がり、疑念が深く残った。よって、真実を解明し、責任を明らかにしていく所存でございます。

以上、提案とします。

○**丸山議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**丸山議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

5 番 野瀬議員。

○野瀬議員 5 番 野瀬でございます。この案の中ごろにあります、議会が問いただしても、「答えません」という一言、私もこれはちょっと反省すべきかなと思っております。ただ、修正も終わっているということと、いろんな項目、この一番最後の部分で、「さらに虚偽が広がり、疑念が深く残った」という思い込みによって、委員会を増やすということになると、さらにいろんな項目で委員会が乱立されるということも考えられますので、ここの委員会に、決議に対しては反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

○西澤議員 私は賛成討論とします。1 つは今日の所信表明の中でもありました。それだけでも疑問が1 つ増えています。それは、一般質問で山田裕康議員と私が情報を得て、領収証、これをいただきました。選挙期間中の費用、質問もしました。そして選挙管理委員会にその写しを添えて、再調査するようにという申し入れをしました。その領収証とは別の費用は認めて、訂正をされています。そしたら、その費用は明らかに選挙期間中の費用です。そうすると、その金額は収入額の中、つまり寄付額に入れているのかどうかも疑問が出てきますし、町長は400万円を300万円とされています。300万円についても、その資産報告書に訂正をしたと言いますが、どういう訂正をしたのかの報告はありません。そういう点では、基本的な町長の政治姿勢にかかわることですから、本会議で詰められる中身、つまり一般質問でやり合える中身にはふさわしくないように思います。そういう点では、町長の政治姿勢、その中の収支報告書の疑惑について、きちんと事実関係を明らかにする。これでいいのかというように、やる必要があります。

それから、野瀬議員が言われた、新たにつくるわけではありません。既に設置をされています個人情報流出問題の調査・検証の特別委員会に調査項目を加えることと、そのことによって、名称を変更することの議決ですから、委員会がいくつもいくつも乱立するわけではないというのをご理解いただきたいと思います。私はちなみに、私はその個人情報流出問題の委員長をさせていただいていますが、そのことには変更がない、以下、見てもらおうと、議長以外が参加をして議論をする、調査をするという内容になっていますので、ご理解いただきたいというように思いまして、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第2号は可決されました。

私、このたび議長の職を辞したく、辞職願を副議長に提出しましたので、ここで議事の都合により、副議長と交代します。

(議長交代)

○山田裕康副議長 それでは議事を進行します。

議長の丸山議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 日程第1 議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、丸山議長の退場を求めます。

(丸山議長退場)

○山田裕康副議長 辞職願を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 辞職願。

私こと、このたび一身上の事情により、議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いします。

平成31年2月15日。

甲良町議会副議長 山田裕康様。

甲良町議会議長 丸山恵二。

○山田裕康副議長 お諮りします。

丸山議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康副議長 異議なしと認めます。

よって、丸山議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

丸山議員の入場を許可します。

(12番 丸山議員入場)

○山田裕康副議長 議長の辞職が許可されたことにより、ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康副議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 日程第1 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康副議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、投票によることに決定しました。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○山田裕康副議長 ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 岡田議員、2番 田中議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○山田裕康副議長 念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康副議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○山田裕康副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(点呼)

(投票)

○山田裕康副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岡田議員、田中議員、山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○山田裕康副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、丸山議員 6 票、宮寄議員 5 票、建部議員 1 票。

以上のとおりでした。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、丸山議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○山田裕康副議長 ただいま議長に当選されました丸山議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

議長に当選されました丸山議員の挨拶があります。

丸山議員。

○丸山議長 改めまして、再任させていただいたこと、ありがとうございます。

先ほども全協で少ししゃべらせていただきましたが、まず町民の声を議会に、それからまず議会から行政と一丸となり、これからも行政運営ならびに町のために頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○山田裕康副議長 それでは、議長と交代します。議長、議長席をお願いします。

(議長交代)

○丸山議長 追加日程第 3 日程第 2 議席の変更は、私が議長に再任されたことで、今までどおりをお願いします。

次に、副議長の山田裕康議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4 日程第1 副議長の辞職の件を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、山田裕康議員の退場を求めます。
(山田裕康副議長退場)

○丸山議長 辞職願を朗読させます。
局長。

○陌間事務局長 辞職願。

私こと、このたび一身上の事情により、副議長の職を辞したいので、許可賜りますようお願いします。

平成31年2月15日。

甲良町議会議長様。

甲良町議会副議長 山田裕康。

○丸山議長 お諮りします。

山田裕康議員の副議長の辞職の件を許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、山田裕康議員の副議長の辞職の件を許可することに決定しました。
山田裕康議員の入場を許可します。

(4番 山田裕康議員入場)

○丸山議長 副議長の辞職の件が許可されたことにより、ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

改めて配布しましたとおり、副議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5 日程第1 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、投票によることに決定しました。
議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○丸山議長 立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 岡田議員、2番 田中議員、3番 山田充議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○丸山議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○丸山議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票願います。
局長。

(点呼)

(投票)

○丸山議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。

1番 岡田議員、2番 田中議員、3番 山田充議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○丸山議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、
阪東議員が11票、西澤議員1票。

以上のとおりでした。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、阪東議員が副議長に当選
されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

○丸山議長 ただいま副議長に当選されました阪東議員が議場におられますの
で、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をします。

副議長に当選されました阪東議員の挨拶があります。

阪東議員。

○**阪東副議長** ただいま皆様のご推挙によりまして、副議長の重責をお預かりすることになりました。今後、議長を助け、議会の運営に邁進していきたいと思います。ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○**丸山議長** お諮りします。

改めて配布しました追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**丸山議長** 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり、日程を追加して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6 日程第1 議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

田中議員から、議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りします。

田中議員から提出された議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**丸山議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、追加日程第6 日程第2 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員会委員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、本職において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**丸山議長** 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員に阪東議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**丸山議長** 異議がありませんので、議会運営委員会委員に阪東議員を選任することに決定しました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

(午後1時20分 休憩)

(午後 1 時 2 6 分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

先の休憩中に議会運営委員会および議会広報特別委員会が開催され、委員長の互選が行われました。その結果、議会運営委員長に阪東議員、議会広報特別委員会に阪東議員が互選されたことをご報告します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 平成 3 1 年第 1 回甲良町議会臨時会の閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

本日提案いたしました平成 3 0 年度甲良町一般会計補正予算につきましては、承認いただけず、残念でありました。本年は元号の変わる節目の年であります。私、町長として 2 月 1 2 日から 2 期目の町政運営が始まりました。開会の挨拶で決意の一端を申し上げましたが、甲良町政の最高責任者として着実に施策・事業の一つ一つを前進させてまいる所存であります。今臨時議会におきまして、甲良町議会議員それぞれが役職改選が行われました。議会と相携え、町政の進展、住民の福祉の増進に向け、さらに精進、努力を重ねてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

3 月上旬から予算審議の定例会につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。第 1 回臨時会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、平成 3 1 年第 1 回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 1 時 2 9 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明